

未払い賃金の時効 2年 → 5年?

いつもお世話になっております。

皆様は未払い賃金の時効が現在何年かご存知でしょうか。

正解は2年です。しかし、今後は変わるようです。

厚生労働省は未払い賃金の請求権の時効延長に向け、議論を始めました。現行法ではサービス残業などで未払い賃金が発生した場合、労働者が会社に請求できる期間はさきほどの通り2年分と規定されています。厚労省は最長5年まで延長する方針で議論を開始し、2020年の適用を目指しているそうです。

労働基準法では労働者が会社に未払い賃金を請求できる権利が消滅する時効を2年としています。民法では1年ですが、労働者保護の観点から2年に引き伸ばしています。

ですが、昨年5月に成立した改正民法では5年に延びています。労基法が民法の規定より短くすることになってしまい、労働者保護に沁れなくなってしまいました。ですので、労基法の規定を民法の基準に合わせるかどうか、議論のポイントになっているそうです。

いつは、年次有給休暇が翌年に繰り越せることこの『2年時効』が根拠になっています。

施行まであと2年の予定です。今から正しく計算しておくと、再請求の心配はないはずですので、いかけたいものです。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。